

森林病虫害等防除法に基づく防除

○目的(1条)
森林病虫害等を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止し、もって森林の保全を図る。

○対象病虫害等(2条1項)
松食い虫(マツノマダラカミキリ)、特定せん孔虫、政令指定病虫害(松毛虫、スギタマバエ、スギハダニ等)

駆除命令等による防除

- ①大臣若しくは知事の駆除命令又は森林害虫防除員等の指示(3条1項、5条1項、7条1項)
- ②大臣若しくは知事の代執行又は森林害虫防除員等の処分(4条1項、5条4項、7条2項)

防除方法(3条1項各号)

伐倒駆除、伐採跡地駆除、枝条等の焼却、薬剤防除(特別防除、地上散布)、移動制限・禁止、伐採木等駆除

松食い虫又は特定せん孔虫に対する特別な措置

知事の高度公益機能森林等の指定(7条の5)

- ①高度公益機能森林(2条4項)
保安林、その他公益的機能が高い森林であって加害される樹種以外の樹種からなる森林によっては当該機能を確保することが困難な森林
- ②被害拡大防止森林(2条5項)
被害対策を緊急に行わないと、当該森林に発生している被害が高度公益機能森林に著しく拡大することとなると認められる森林

特別の駆除命令	樹種転換の促進	自主防除措置の促進
高度公益機能森林等における駆除を徹底するため	被害拡大防止森林等における樹種転換を促進するため	高度公益機能森林に被害が拡大するおそれがあると認められる森林における自主防除措置の促進
<ul style="list-style-type: none">①大臣又は知事の特別伐倒駆除命令・代執行(3条2項、4条1項、5条2項、5条4項)②大臣又は知事の補完伐倒駆除命令・代執行(3条3項、4条1項、5条3項、5条4項)	<ul style="list-style-type: none">①知事による樹種転換促進指針の策定(7条の6)②特に促進すべき森林の公表、森林所有者等への指導・助言(7条の7)③森林組合等への指導・助言・勧告(7条の8)	<ul style="list-style-type: none">①知事による地区防除指針の策定(7条の9)②市町村による地区実施計画の策定、市町村長の勧告(7条の10、7条の11)

防除実施基準等

薬剤防除が自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ、安全かつ適正に行われることを確保するため

- ①大臣による防除実施基準の策定(特別防除(空中散布)を行うことができる森林の基準等)(7条の2)
- ②知事による都道府県防除実施基準の策定(上記基準に適合する森林の区域等)(7条の3)